教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２６年３月４日（火）
　　午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　陳情第２号　介護保険要支援者を介護予防給付からはずさないよう求める陳情書

第２　議案第６号　平成２５年度流山市介護保険特別会計補正予算（第３号）

第３　議案第５号　平成２６年度流山市介護保険特別会計予算

第４　議案第８号　平成２５年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第５　議案第７号　平成２６年度流山市後期高齢者医療特別会計予算

第６　議案第９号　流山市保育士修学資金貸付条例の制定について

第７　所管事務の継続調査について

保育士修学資金貸付制度の概要

1　目　的

流山市内の私立保育所で保育士の業務に従事しようとする保育士養成施設の学生に、無利子で修学資金を貸し付けること及び卒業後、流山市内の私立保育所で引き続き５年間保育士業務に就いたとき、その返済を免除することにより、市内の私立保育所の保育士の人材確保に寄与しようとするものである。

2　対象者

この修学資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

（１）平成２７年３月に保育士養成施設を卒業する見込みのある者で、流山市内の私立保育所で保育士の業務に従事しようとする者（勤務条件として、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務することを要する。以下同じ。）・・・１年貸付け

（２）平成２８年３月に保育士養成施設を卒業する見込みのある者で、流山市内の私立保育所で保育士の業務に従事しようとする者・・・２年貸付け

3　貸付額等

項　目	内　容
貸付額	年間３６万円（２年間７２万円）を限度とし、毎月均等額を貸し付ける。
貸付期間	貸付けの日の属する月から卒業する日の属する月まで
利子	無利子
連帯保証人	１名（修学生が未成年者である場合は保護者等）
返済	修学生が卒業した場合には、貸付金を返済しなければならない（ただし、返済の免除が想定される１年間分の貸付金（３６万円限度）は除く。）。 《返済期間》 ・返済金３６万円以上　５年間 ・返済金３６万円未満　３年間 《返済方法》 ・月賦均等払い ・繰上返済可 《延滞金》 ・返済期日までに貸付金を返済しなかったときは、別に延滞金を支払わなければならない。
貸付契約の解除	・貸付対象者の要件を欠くに至ったとき。 ・修学資金の貸付けを辞退したとき。 ・卒業後、１年以内に流山市内の私立保育所の職員にならなかったとき。 ・流山市内の私立保育所の職員となった後、引き続き５年間継続して勤務しなかったとき。
返還	《返還事由》 ・貸付契約が解除されたとき。 《返還期間》 ・返還金３６万円以上　５年間 ・返還金３６万円未満　３年間 《返還方法》 ・月賦均等払い ・繰上返還可 《延滞金》 ・返還期日までに貸付金を返還しなかったときは、別に延滞金を支払わなければならない。
返済の開始時期	・流山市内の私立保育所に勤務した場合、返済の免除が想定される１年間分の貸付金（３６万円限度）については、返済の免除要件が確定するまでの間、その返済を開始しない（通常は５年間）。 ・その他の貸付金については、卒業の翌月から返済を開始する。
返済の免除	次の場合、１年間分の貸付金（３６万円）を上限に返済を免除する。 ・流山市内の私立保育所で最初に保育士の業務に従事し、引き続き業務に従事した期間が５年に達したとき（勤務条件として、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務していることを要する。）。 ・上記業務に従事している期間中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
募集人員	２０名以内（協定校（３校）推薦１５名以内・一般公募５名以内）